

横浜市アマチュア無線非常通信協力会 青葉区支部規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本支部は、横浜市アマチュア無線非常通信協力会規約（以下「協力会規約」という）第14条に基づき、横浜市青葉区を単位として、横浜市アマチュア無線非常通信協力会青葉区支部（以下「本支部」という）と称する。
本支部の発足は平成16年8月29日とする。

(事務局)

第2条 本支部の所在地は横浜市青葉区市ヶ尾町31-4 青葉区役所総務課内とする。
本支部は、支部の運営の円滑化を図るため、事務局を理事会の議決により定める所に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本支部は、協力会規約第3条に定める事項及びアマチュア無線の健全なる発展と無線技術の向上並びに地域社会への貢献及び会員相互の友好の促進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本支部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 非常時における、青葉区、地域防災拠点、地域定点診療拠点、災害時ボランティア活動等におけるアマチュア無線を活用した活動
- (2) 平時においては横浜市(以下「市」という)及び青葉区(以下「区」という)が行う防災訓練のうち、次の事項の協力。
 - (ア) アマチュア無線による通信連絡網の確保
 - (イ) 非常無線通信訓練
- (3) 市、区および協力団体の行う行事の無線通信に関する事項への協力。
- (4) 会員に対する研修、技術向上、施設整備に関する事項。
- (5) 青葉区役所クラブ局の無線通信連絡網の確保、非常無線通信訓練など、その運営に関する事項。
- (6) その他、目的達成に必要な事項。

第3章 会 員

(会員)

第5条 本支部は2項に示す種別の会員で構成する。(1)～(6)の会員種別に該当する会員はアマチュア無線局を運用することができる無線従事者免許を有するもので、協力会規約に準じ青葉区役所クラブ構成員を兼ねるものとする。

2 本支部の会員種別を次のように定める。

(1) 正会員

- (ア) 区内に居住または勤務する会員
- (イ) ブロックに所属、議決権あり、会費を徴収する、横浜市の補償条例の対象
- (ウ) 当該年度の会費を納入した会員
- (エ) 未成年者は保護者の同意を得て正会員になることができる。当該年度18歳以下、および学生、生徒は会費徴収を免除する。

(2) 家族会員

- (ア) (1)正会員の同居家族
- (イ) ブロックに所属、議決権なし、会費を徴収しない、横浜市の補償条例の対象
- (ウ) 未成年者は保護者の同意を得て家族会員になることができる。当該年度18歳以下、および学生、生徒は会費徴収を免除する。

(3) 区外会員

- (ア) 転居や退職などにより居住、勤務地域が区内に該当しなくなった会員で支部活動を継続希望するも会員、または特に支部長の推薦により理事会が認めた正会員。
- (イ) ブロックに所属しない（登録・連絡管理は旧ブロック）、議決権あり、会費を徴収、補償条例の対象。

(4) 年度末会員

- (ア) 当年度1月から3月に入会申し込みして承認された正会員。
- (イ) ブロックに所属、当年度は議決権なし、当年度会費は徴収しない。ML配信、各種名簿記載、入会承認時点で補償条例の対象。
- (ウ) 翌年度からは正会員となるが、希望すれば1～3月入会でも会費納入し、直接正会員になることもできる。

(5) 名誉会員

- (ア) 永年当支部の活動に貢献し、高齢等何らかの事由により現場活動を実施することが困難であるがこれまでの経験や知見を活かした活動をおこなう正会員。
- (イ) ブロックに所属せずブロック活動はしない（連絡管理は事務局）。議決権なし、会費を徴収する、ただし当該年度90歳以上は会費免除とする、横浜市の補償条例の対象。

(6) 仮会員

- (ア) 正会員の入会を希望するものが、無線局免許を期限切れ等で失効している場合、最大6ヶ月の猶予を持って仮会員する。個人呼出符号での災害時対応、訓練等には参加できない。
- (イ) 会費の徴収は(3)新入会員に準じ、無線局免許状の交付された日を基準とする。
- (ウ) ブロックに所属、会費を支払った日から議決権が生じる。
- (エ) 会議への出席、ML配信、各種名簿記載および補償条例については仮入会承認時点で対象となる。仮会員承認の日から横浜市の補償条例の対象。

(7) 準会員

- (ア) 無線従事者の免許を持たないが、趣旨に賛同して正会員と一緒に活動を希望する会員
- (イ) 横浜市の補償条例は適用されない。
- (ウ) ブロックに所属、議決権なし、会費徴収しないがボランティア保険への加入を推奨する。
- (エ) 準会員は、無線従事者資格の取得を目指し、本会の会員になるべく研鑽する。

- 3 無線従事者の免許を持たないが、趣旨に賛同して正会員と一緒に活動を希望するものを準会員とする。
 - (ア) 横浜市の補償条例は適用されない。
 - (イ) ブロックに所属、議決権なし、会費徴収しないがボランティア保険への加入を推奨する。
 - (ウ) 準会員は、無線従事者資格の取得を目指し、本会の会員になるべく研鑽する。
- 4 会員は会議への出席、訓練等への参加をするものとする。
- 5 入会手続き・退会及び資格の喪失等は、協力会規約第6条・第8条に準ずる。なお、第12条第3項の会費納入期限から6カ月を経過しても会費を納入しない会員または連絡不能となった会員はブロック長より勧奨を行う。その後も継続の意思、会費の納入が無い会員については当該年度の翌年12月末をもって退会したものとみなす。
- 6 会員証は、協力会規約規約第7条及び本支部の年会費を納入した者を登録し、会員証を発行する。

(役員)

第6条 本支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1人
- (2) 副支部長 若干名
- (3) 理事 10人以内（支部長、副支部長を含む）
- (4) 参事 若干名
- (5) 監事 2人以内
- (6) 顧問
- (7) 相談役

(役員 の 責 務)

第7条 本支部の役員は、支部の運営をつかさどり、その職務は、次のとおりとする。

- (1) 支部長は、本支部を代表し会務を統括すると共に、協力会規約第11条第4項に則り業務を遂行する。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 理事は、支部長、副支部長を補佐し、支部の業務を処理する。
- (4) 参事は、本支部の運営に関し意見を述べ、かつその実施に協力する。
- (5) 監事は、本支部の業務及び会計を監査する。
- (6) 顧問は、支部長等の経験を基に支部活動を対外的に支え、支部長を支援する。
- (7) 相談役は、役員 の 経験を基に役員を支援する

(役員 の 選 出)

第8条 役員は、総会にて選出する。但し参事は支部長が指名する。

理事及び監事の任期は2年とし再任を妨げない。

- 2 顧問は期限を設けない。相談役は概ね2年とする。
- 3 顧問、相談役は支部長の依頼により役員会、理事会に出席して意見を述べる事が出来るが、議決には加わらない。

第4章 組織と運営

(会議)

- 第9条 本支部の会議は、総会、理事会、役員会、その他必要な会議とし、支部長が召集し、その議長となる。但し、支部長は議決権を有する他の者を議長に指名することが出来る。
- 2 総会は年1回期頭の3ヶ月以内に行う。理事会及びその他必要な会議は随時開くことが出来る。但し、臨時総会は理事会・または会員の3分の1以上の要求があった時は開かなければならない。
 - 3 総会並びに臨時総会を集合形式で実施することが著しく困難か、またはその内容が軽微な変更であることを役員会の決議した時は議案を事前に支部員に提示しメール等遠隔での意思確認をもって審議することが出来る。

(定足数及び議決の方法)

- 第10条 会議は会員の3分の1以上の出席により成立する。但し、委任状を持ってこれに代える事が出来る。
- 2 会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。
 - 3 可否同数の場合は議長がこれを決する。

(活動)

- 第11条 第4条の事業活動は、突発的な活動を除き、会員相互の協力により実施する。
- 2 災害が発生した場合は、「災害時非常無線通信の協力に関する協定」により、協力会会長・支部長の指示により非常通信を行う。

第5章 資産及び会計

(会費)

- 第12条 本支部の経費は、会員の会費と寄付により賄う。
- 2 年会費は理事会で決定する。
 - 3 納入された会費（前納分を含む）は、如何なる場合でも返却しない。会費の納入は年1回とし、毎年5月末日までに納めなければならない。
 - 4 家族会員制度を設け、家族会員はその人数にかかわらず会費の納入を免除する。ただし、総会その他の案内等は一世帯につき一通とする。
 - 5 臨時会費が必要となった場合は、総会の決議を経て徴収するものとする。

(会計年度)

- 第13条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資産)

- 第14条 本支部の資産は次に掲げるものとする。
- (1) 本支部に対する補助金・歳入金・寄贈品並びにこれに準ずる証券および利子。
 - (2) 本支部が購入または作成した機材。
 - (3) その他、議決により決定した金品。

(資産の管理)

第15条 本支部の資産は、支部長の責任において管理し、定例の支部総会時に公示する。

第6章 規約の改正

(改正の手続き)

第16条 規約の改正は、本支部構成員の3分の1以上が出席した総会で、出席者の過半数による議決を要する。
ただし、委任状をもってこれにかえることができる。
なお、協力会規約が改定された場合は、本支部規約の条項等変更することができる。

第7章 雑 則

第17条 本支部規約は協力会規約（平成16年6月18日施行）に基づいて制定する。
2 協力会規約と本支部規約に競合が生じた場合、協力会規約を優先する。
3 会員の個人情報、本支部及び協力会の活動にのみ使用する。
4 その他、必要な規定等は別に定める。

附 則 本規約は平成16年8月29日より施行する。

平成19年6月10日	第一次改正
平成20年4月20日	第二次改正
平成21年4月26日	第三次改正
平成24年4月22日	第四次改正
平成26年4月12日	第五次改正
平成28年4月24日	第六次改正
平成28年7月 1日	第七次改正
平成29年5月14日	第八次改正
令和 元年6月 2日	第九次改正
令和 2年4月12日	第十次改正
令和 3年4月25日	第11次改正
令和 4年4月29日	第12次改正